



診察室の午後

白浜はまゆう病院
泌尿器科部長 川嶋 秀紀

以前勤めていた大学の知財センターからメールが来た。知財とは知的財産の略だ。3年近く前に出願した特許の審査を受けることを希望するかどうかの問い合わせであった。希望する場合は、研究の進展や企業へのライセンス化などについて現状を教えてほしいとのことである。出願した特許は審査を経て、通れば権利化される。

大学在職中は、この大学発の研究成果を開発につながるために、知財センターのコーディネーターの方と

らスタンスであった。某社では、本社の会議の租上(そじょう)に載ったものの採用はされなかった。大学を辞めた後も残務整理のために、この研究についての論文や総説を書いていたら、思いがけずがん治療に関する学会からワークショップで発表するよう依頼があった。そのこともあり、知財からの問い合わせには、研究が自分を離れても継続され、大学や社会のためにも、出願した特許が権利化されることを希望する旨返答した。大学に所属する研究者が、職務上行った研究から得られる特許は大学に帰属する。まず、大学に「発明届」を提出すると委員会が審議され、JST(科学技

<17> 「特許」

術振興機構)の特許調査員の協力の下に「先行調査」が行われ、特許出願する価値があるかどうか評価される。出願が決まれば、弁理士の先生に独特な書式で書かれた「明細書」を作成していただく。弁理士の先生に内容を理解していただくとともに、「明細書」の記載が正しいかチェックするのが大変だ。「明細書」では特許として権利化する内容を細かく規定し請求する。このように多くの方の協力を得た研究が、いまだ社会の役に立つのを見ることがなく、大学を去ったことを大変残念に、また申し訳なく思っている。誰かが引き継ぎ発展させてくれることを祈って、静かに学会に参加しようと思う。